

「いこいの家」廃止後の利活用について（概要）

健康福祉委員会資料
令和3年9月24日
健康生きがい部長寿社会推進課
健康生きがい部おとしより保健福祉センター

I いこいの家の廃止について						II 介護予防優先施設における事業展開				
No.	いこいの家	併設施設	転用類型	転用後の活用	築年	III その他施設への転用		IV フリースペースの確保		
1 これまでの経緯について										
<p>○「いこいの家」は、平成24年度をピークに全体利用者数の減少が続いたことから、利用対象者の拡充など対策を図ってきたが、利用率や利用状況、施設維持などの観点から抜本的な利活用策を講じる必要があった。</p> <p>○区内に13か所ある「いこいの家」の利活用について、当初は令和3年度の用途変更を目的に調整を進めていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住民説明会等のスケジュールに変更が生じたことから、用途変更の開始を1年繰り延べて令和4年度とした。</p> <p>○利活用の方針としては、利用実績、利便性とサービス向上、コストと受益者負担、築年、併設・周辺施設等の状況を踏まえ、「いこいの家利活用（最終案）」を区議会に報告し、用途変更における考え方を以下の4点にまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて介護予防施策の充実を図るために施設に転用し、介護予防やフレイル予防、健康づくり事業等の活動拠点とする (2) 他施設の受入先等として転用することで、地域要望等を反映しつつ、施設の適正配置を図る (3) 地域センターや区民集会所の施設として転用することで、地域住民相互の交流を促進し、地域振興に関する支援の充実を図る (4) 売却等を含め資産活用を図る 										
2 各施設の用途変更について						<p>1 事業概要</p> <p>○団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、高齢者が年齢を重ねても安心して住み慣れた地域で住み続けることができるよう、地域で支え合うまちづくりを推進し、板橋区版AIPの深化・推進に資するための活動を支援することで、豊かな健康長寿社会と健康寿命の延伸をめざすことを目的として、施設において区の介護予防事業を実施するとともに、介護予防に資する活動を行う自主活動団体（以下「通いの場」）の支援事業を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防事業の実施【板橋・蓮根・桜川・前野・赤塚※】 10の筋トレ体験講座、住民主体の通所型サービス、短期集中コース等 (2) 通いの場の立上げ支援事業【板橋・蓮根・桜川・前野・赤塚※】 新たに通いの場の立ち上げを希望する団体への専門職によるアドバイス等 (3) 通いの場の継続的な活動を支援する事業【板橋・蓮根・桜川・前野】 介護予防優先施設の利用、専門職の派遣・アドバイス <p>※赤塚については、当面の期間、通いの場の立上げ支援を希望する団体の育成支援等に注力するため(1)・(2)の事業のみ実施</p>				
						<p>2 区民集会所の活用</p> <p>○通いの場については、令和7（2025）年の参加率8%（国の目標値、区は令和2年4月現在約5.4%）をめざし、介護予防優先施設を中心に区内全域へ介護予防活動を広げていく必要がある。</p> <p>そこで、区民集会所を活用することにより、区民がより身近で気軽に活動できる環境を整備するとともに、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進していく。</p>				
						 <p>【10の筋トレ】グループ活動</p>				
1	板 橋	・板橋区老人クラブ連合会事務所	(1)	・介護予防優先施設とする ※板橋区老人クラブ連合会事務所は存続	H 2	<p>○区内に19か所ある「地域包括支援センター」は、地域の高齢者人口等を考慮した設置数となっているものの、一部施設について管轄区域外にあることからいこいの家を活用して適正配置を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜川地域包括支援センター→桜川いこいの家 ・富士見地域包括支援センター→大和いこいの家 <p>○赤塚いこいの家の廃止（建物閉鎖）に伴い、介護予防・訪問介護サービスを提供する「ケアルーム赤塚」を清水いこいの家に移転する。</p> <p>○舟渡いこいの家廃止後は、創業支援や経営支援等の拡充に向けて活用していくことで、区内産業の活性化を促進する。</p> <p>○地域センターや区民集会所の施設として転用することで、地域住民相互の交流や活動の場を提供することで、地域振興に関する支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前野町三丁目集会所の代替→前野いこいの家 ・中丸児童遊園内集会所の代替→中丸いこいの家 ・成増地域集会室の代替→なりますいこいの家 ・仲宿集会所の拡充→仲宿いこいの家 <p>○施設の老朽化や行政需要などを総合的に判断し、売却等を含め資産活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西台いこいの家、東新いこいの家、赤塚いこいの家 				
2	蓮 根	・蓮根三丁目アパート	(1)	・介護予防優先施設とする	S53					
3	桜 川		(1) (2)	・介護予防優先施設とする ・桜川地域包括支援センターの受入施設とする	S49					
4	前 野	・前野地域センター ・エコポリスセンター	(1) (3)	・介護予防優先施設とする ・その他は前野地域センター貸室として活用する	H 7					
5	大 和	・ 大 和 集 会 所	(2)	・富士見地域包括支援センターの受入施設とする ※大和集会所は存続	S58					
6	清 水	・清水地域センター ・清水地域包括支援センター ・ 清 水 図 書 館	(2)	・ケアルーム赤塚の受入施設とする ※清水地域包括支援センターは存続	H21					
7	舟 渡	・企業活性化センター	(2)	・産業支援施設として活用を図る	H14					
8	中 丸	・熊野地域包括支援センター	(3)	・中丸児童遊園内集会所の受入施設とする ※熊野地域包括支援センターは存続	H 6					
9	なります	・なります児童館 ・成増三丁目集会所	(3)	・併設する成増三丁目集会所の貸室とする ※なります児童館は存続	S56					
10	仲 宿	・シルバー人材センター木工クラブ	(3)	・併設する仲宿集会所の貸室とする ※シルバー人材センター木工クラブは存続	H 3					
11	西 台	・西台二丁目集会所	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※西台二丁目集会所は廃止	H 3					
12	東 新	・ 東 新 集 会 所	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※東新集会所は常盤台区民事務所へ移転	S57					
13	赤 塚	・板橋区シルバー人材センター 生活支援サービス事業所 (ケアルーム赤塚)	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※介護予防優先施設は赤塚健康福祉センターに設置 ※ケアルーム赤塚は清水いこいの家に移転	S63					